

熊本市附属機関設置条例（平成１９年条例第２号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（趣旨） 第１条 この条例は、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項及び地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第１４条の規定に基づき、附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。 （設置） 第２条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。 ２ 前項の規定によるもののほか、執行機関及び公営企業管理者は、規則又は企業管理規程で定めるところにより、その附属機関として次に掲げるもの（設置期間が１年以内のものに限る。）を置くことができる。 （１） 本市が発注する業務等に係る受託者の選定に関し必要な審査又は審議をするもの （２） 災害、事故その他の臨時に生じた行政課題への対処に関し必要な調査又は審議をするもの （委任） 第３条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者が別に定める。	（趣旨） 第１条 この条例は、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項及び地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第１４条の規定に基づき、附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。 （設置） 第２条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。 ２ 前項の規定によるもののほか、執行機関及び公営企業管理者は、規則又は企業管理規程で定めるところにより、その附属機関として次に掲げるもの（設置期間が１年以内のものに限る。）を置くことができる。 （１） 本市が発注する業務等に係る受託者の選定に関し必要な審査又は審議をするもの （２） 災害、事故その他の臨時に生じた行政課題への対処に関し必要な調査又は審議をするもの （委任） 第３条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者が別に定める。

別表

1 市長の附属機関

	附属機関名	設置目的
1 ～ 89	【略】	【略】
90	<u>中央区役所指定管理者候補者選定委員会</u>	<u>中央区役所が所管する公の施設の指定管理者候補者選定等について、必要な事項を審査する。</u>

2 上下水道事業管理者の附属機関

【略】

3 交通事業管理者の附属機関

【略】

4 病院事業管理者の附属機関

【略】

5 教育委員会の附属機関

	附属機関名	設置目的
1 ～ 7	【略】	【略】
	【削る】	
8	熊本市教育の情報化検討委員会	市立学校において、情報通信機器の活用による教育の情報化を推進するため、必要な事項を審議す

別表

1 市長の附属機関

	附属機関名	設置目的
1 ～ 89	【略】	【略】
	<u>【新設】</u>	

2 上下水道事業管理者の附属機関

【略】

3 交通事業管理者の附属機関

【略】

4 病院事業管理者の附属機関

【略】

5 教育委員会の附属機関

	附属機関名	設置目的
1 ～ 7	【略】	【略】
8	<u>市立高等学校等改革検討委員会</u>	<u>市立高等学校及び市立総合ビジネス専門学校において、その独自性と専門性を高めるとともに、質の高い教育を実現するため、必要な事項を審議する。</u>
9	熊本市教育の情報化検討委員会	市立学校において、情報通信機器の活用による教育の情報化を推進するため、必要な事項を審議す

		る。			る。
<u>9</u>	熊本市体罰等審議会	市立学校における体罰等の認定及び防止のため、必要な事項を審議する。	<u>10</u>	熊本市体罰等審議会	市立学校における体罰等の認定及び防止のため、必要な事項を審議する。
<u>10</u>	熊本市学校給食運営協議会	学校給食の運営について、必要な事項を審議する。	<u>11</u>	熊本市学校給食運営協議会	学校給食の運営について、必要な事項を審議する。
	【削る】		<u>12</u>	<u>市立幼稚園における特別支援教育等に関する検討委員会</u>	<u>市立幼稚園における特別支援教育等に関し、必要な事項を審議する。</u>
<u>11</u>	市立学校における医療的ケア運営協議会	市立学校における医療的ケアが必要な幼児、児童及び生徒に関する総括的な管理体制について協議する。	<u>13</u>	市立学校における医療的ケア運営協議会	市立学校における医療的ケアが必要な幼児、児童及び生徒に関する総括的な管理体制について協議する。
<u>12</u>	金峰山少年自然の家整備運営審議会	金峰山少年自然の家の再建に係る実施方針、事業の手法及び事業者の選考について審議する。	<u>14</u>	金峰山少年自然の家整備運営審議会	金峰山少年自然の家の再建に係る実施方針、事業の手法及び事業者の選考について審議する。
<u>13</u>	熊本市部活動改革検討委員会	市立学校の部活動について、子どもの多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るため、必要な事項を審議する。	<u>15</u>	熊本市部活動改革検討委員会	市立学校の部活動について、子どもの多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るため、必要な事項を審議する。
<u>14</u>	<u>熊本市生涯学習推進計画策定委員会</u>	<u>次期熊本市生涯学習推進計画を策定するため、必要な事項を審議する。</u>		【新設】	
<u>15</u>	<u>天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会</u>	<u>天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業に係る受託事業者の選定について、必要な事項を審議する。</u>		【新設】	
<u>16</u>	<u>熊本市教育行政審議会</u>	<u>本市の教育行政の在り方について、必要な事項を審議する。</u>		【新設】	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。